

第3子以降(3歲児以上)保育科無償化

0000 mass 600 mass com 00 mass min

第3子以降(3歳児以上)のお子さんの保育園、認定こども園、 幼稚園の保育料が無料になります!

子育て世帯の負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、保護者の所得や第1子、第2子の年齢に関係なく、第3子以降(3歳児以上)の保育園などの保育料を無償化します。

対 象 者

牧之原市に住所があり、3人以上の子どもを扶養している世帯の保育園、認定こど も園、幼稚園に通う第3子以降のお子さんにかかる保育料(3歳児以上)

- ※新たな手続きは原則不要です。
- ※<u>進学や療養のため別居されているお子さんがいる場合、扶養していることを確認できる書類</u> の提出をお願いすることがあります。
- ※所得制限や扶養する子どもの年齢制限はありません。

適用時期

平成 30 年 9 月分の利用者負担額(保育料)から



お問い合わせ

牧之原市役所(さざんか)子ども子育て課

TEL 0548 (23) 0075

保育料について ~新制度でこのように変わります!~

【保育園・認定こども園保育所部分】

現行制度

≪ケース1≫お子さん4人 うち2人が就学前

(一般世帯・第4階層(市民税所得割課税額が57,700円以上)以上)

1 人目 (13 歳)

2 人目 (7 歳)







4人目(3歳)

通園児童

新制度

≪ケース1≫お子さん4人 うち2人が就学前(一般世帯・階層関係なし)

1 人目 (13 歳)

2人目(7歳)







4人目(3歳)

通園児童

〔新制度〕(第1子扱い)

(第2子扱い)

(第3子)

(第4子)

【幼稚園・認定こども園幼稚園部分】

現行制度

≪ケース2≫お子さん3人 うち1人が就学前(一般世帯・第5階層以上)

1 人目 (13 歳)

2 人目 (7 歳)





通園児童

通園児童

新制度

≪ケース2≫お子さん3人 うち1人が就学前(一般世帯・階層関係なし)

1 人目 (13 歳)







〔新制度〕(第1子扱い)

(第2子扱い)

(第3子)

第3子以降(3歳児以上)無料に関するQ&A

Q1:市外の保育園に通っていますが、対象ですか?

A 1:牧之原市に住所がある方であれば、市外の認定こども園、保育園、幼稚園等に通う方も対象となります。

Q2:保育料を独自に設定している私立の幼稚園に通っていますが対象ですか?

A 2:各園で保育料を決定している私立幼稚園に通っている場合でも、就園奨励費補助金の制度により、現行の第3子と同様の補 助額を、各幼稚園を通じて保護者の方へ助成します。

Q3:申請の手続きは必要ですか?

A3:無料になる手続きは特に必要ありませんが、扶養する子どもの人数が変わる時は、子ども子育て課へご連絡ください。